



2020年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社ナンシン
東京都中央区日本橋人形町 1-17-4
JPR 人形町ビル
代表者名 代表取締役社長 齋藤 邦彦
(コード：7399 JASDAQ)
問合せ先 財務部決算チームリーダー
馬 千里
TEL 03-6892-3018

「2020年3月期（2019年度）通期連結決算発表の延期及び第74回定時株主総会の議決権及び配当権利の基準日設定に関するお知らせ」の補足説明及び配当予想の修正について

1. 2020年4月23日公表の「2020年3月期（2019年度）通期連結決算発表の延期及び第74回定時株主総会の議決権及び配当権利の基準日設定に関するお知らせ」の補足説明

当社は、定時株主総会の議決権の基準日及び剰余金の配当の基準日を5月31日（日曜日）に変更いたしますが、同日を基準日とする配当額（期末配当）の予想につきましては、2020年2月12日付「第3四半期決算短信」で公表した3月31日（火曜日）を基準日とする配当予想額からの変更はございません。

なお、剰余金の配当の基準日を上記のとおり変更した経緯は、2020年4月23日公表の通り、7月以降に開催する定時株主総会に剰余金の処分の件を付議する場合、定款に定める剰余金の配当にかかる基準日（3月31日）に配当ができない状況になります。そこで、法務省2020年2月28日発表「定時株主総会の開催について」第3項「剰余金の配当の基準日に関する定款の定めについて」に従い、対応するものです。

（ご参考）

法務省2020年2月28日発表「定時株主総会の開催について」

第3項「剰余金の配当の基準日に関する定款の定めについて」抜粋

特定の日を剰余金の配当の基準日とする定款の定めがある場合でも、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、その特定の日を基準日として剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、定款で定めた剰余金の配当の基準日株主に対する配当はせず、その特定の日と異なる日を剰余金の配当の基準日と定め、当該基準日株主に剰余金の配当をすることもできます。なお、このように、剰余金の配当の基準日を改めて定める場合には、2の場合と同様に、当該基準日の2週間前までに公告する必要があります（会社法第124条第3項本文）。

2. 配当予想の修正

	第2四半期末	期末 (2020年3月31日基準日)	期末 (2020年5月31日基準日)
前回予想		10円00銭	
今回修正予想		0円00銭	10円00銭
当期実績	0円00銭		
前期実績 (2019年3月期)	0円00銭	10円00銭	

以上